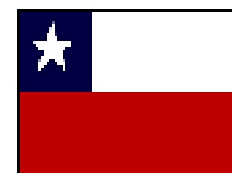
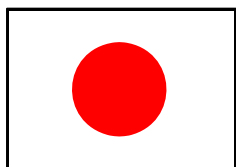


日チリ経済連携協定における 原産地規則の留意点



平成19年11月

(平成20年7月、平成23年7月：一部改訂)

財務省関税局業務課

目次

- ・ 協定の構造 3
- ・ チリ特惠税率適用のための条件 4
- ・ 原産地証明書 5
 - 特惠基準(第5欄) 10
 - インボイスが第三国で発行される場合 15
- ・ 積送基準 17

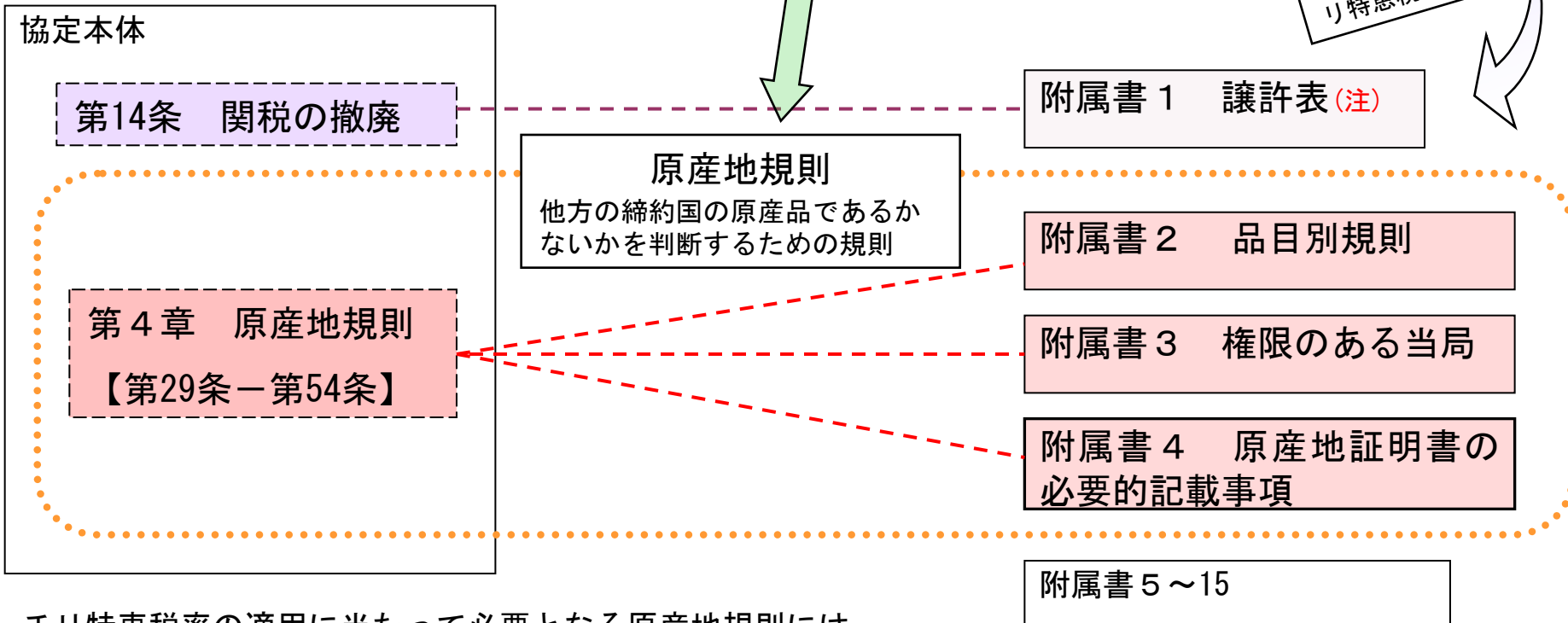
協定の構造

日チリ経済連携協定第14条第1項

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、**附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品**について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

譲許表において、チリ特惠税率を設定

日チリ経済連携協定



チリ特惠税率の適用に当たって必要となる原産地規則には、

【協定第29条～第54条】 【協定附属書2～4】

のほかに、

【日チリ経済連携協定・運用上の手続規則】 【関税法第68条第2項】

【関税法施行令第61条第1、4、5、7、8項】

が挙げられる。

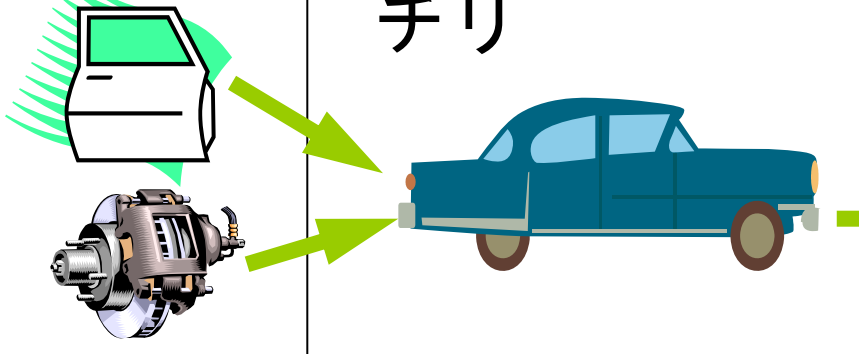
これらをまとめて、
「チリ特惠原産地規則」
と呼ぶ。

(注) 正確には「第14条に関する表」という名称であるが、一般的には「譲許表」と呼ばれている。

チリ特惠税率適用のための条件

- ①チリから輸入される製品に関して、譲許表においてチリ特惠税率が設定されていること

他の国



- ②生産された貨物が、チリの「原産品」であると認められること
(=チリ特惠原産地規則上の原産地基準を満たしていること)

この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「原産地証明書」

- この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「運送要件証明書」
(通し船荷証券の写し等)

- ③日本への運送の途上でチリの「原産品」という資格を失っていないこと
(=チリ特惠原産地規則上の積送基準を満たしていること)

- ④税関に対して、原産地基準及び積送基準の両方を満たしていることを証明すること
(=チリ特惠原産地規則上の原産地証明書及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出すること)

★原産地基準・積送基準の両者を単に満たしているだけでは十分ではなく、満たしていることが証明されなければならない。

原産地証明書の提出

- ・ 原産品であることを証明するために原産地証明書の提出義務。(協定第43条第1項、関税法第68条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)
- ・ 以下の場合には、提出を要しない。(協定第43条第2項、関税法施行令第61条第1項第2号イ)
 - 1000 U S ドル又は輸入国が規定するこれより高い額を超えない貨物
 - 輸入国が提出を免除する貨物

別途定めるもの
(指定はない)

我が国はこちらを採用し、**20万円**を規定
(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

原産地証明書に係る留意事項

- ・ **提出時期**：輸入申告時。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合、許可前引取りを行う場合には、提出を猶予（関税法施行令第61条第4項）
- ・ **発給機関**：製造業振興協会（S O F O F A）及び
チリ商工会議所
- ・ **有効期間**：発給の日から1年間（協定第44条第6項）
- ・ **対象となる輸入は1回限り**（協定第44条第6項）
- ・ **些細なミス**：税関の判断にて受理が可能
- ・ **発給後の修正**：発給機関にて行ったもののみ受理

原産地証明書記載事項①

第1欄—第3欄

★原産地証明書は、英語で記入されなければならない。(英語で記入されていないと無効)

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称・住所・国名	Certification No.	Number of page /
2. Importer's Name, Address and Country: 輸入者の名称・住所・国名	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN <u>Issued in CHILE</u>	
3. Transport details (means and route)(as far as known) 輸送の手段及び経路(分かる範囲で)		

積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。

遡及発給の場合には、船積みの日(B/L又はAWBの日付け)を記入。

(注)

7ページから9ページに掲げる記入要領は、日チリ経済連携協定・運用上の手続規則における関連規定の一部を利便性の観点から仮に訳出したものです。運用上の手続規則の厳密な解釈は同規則の原文(英文)によることとなる点にご留意願います。

原産地証明書記載事項一②

第4欄—第7欄

6桁

輸入に用いられるインボイスの番号及び日付けを記入。
詳細については、16ページを参照。

<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number</p> <p>項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数及び種類、品名、HS番号</p>	<p>5. Preference criterion</p> <p>特惠基準 ⇒A、B、C、Dのいずれかを記入。</p>	<p>6. Quantity or gross weight</p> <p>数量又は グロス重量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s)</p> <p>インボイスの番号及び日付</p>
---	--	--	---

インボイス上の品名(及び可能であればHS上の品名)と実質的に同一なもの。なお、産品が、特別な品名を必要とする特定の産品に該当する場合には、その特定の産品を表わす品名を記入。例えば、第2103.90号における、「第2103.90号の産品(インスタントカレーその他のカレー調製品)」という品名(注)品名は英語で記入しなければならない。

A、B、C、Dのいずれかに加え、必要に応じ、ACU(累積の規定を適用する場合)、DMI(僅少の非原産材料の規定を適用する場合)、FGM(代替性のある産品又は材料の規定を適用する場合)をそれぞれ追記。

原産地証明書記載事項一③

第8欄—第10欄

貨物を輸出した後に、輸出者の申請により遡及的に発給すること

原産地証明書を紛失等した場合に、輸出者の申請により同一の内容の原産地証明書を新たに発給すること（証明番号は新規に付される。）

8. Remarks:

遡及発給の場合：発給当局により、“ISSUED RETROACTIVELY”と記入。
再発給の場合：発給当局により、当初の原産地証明書の発給日及び当該原産地証明書の証明番号を記入。

9. Declaration by the exporter:

I, the undersigned, declare that:

- the above details and statement are true and accurate.
- the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate;
- the country of origin of the good(s) described above is _____

Place and Date: _____

Signature: _____

Name (printed): _____

Company: _____

輸出者が記入。
 ・ 証明書申請の日付
 ・ 署名：自署又は署名の形状の印字

10. Certification

It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.

Competent authority or Designee office:

Stamp

Place and Date: _____

Signature: _____

輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。
 ・ 日付
 ・ 署名（自署又は署名の形状の印字）
 ・ 押印

16ページも参照

特惠基準（原産地証明書第5欄）

日チリ経済連携協定第29条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの
- (b) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品
- (c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
- (d) 当該締約国において完全に生産される産品（統一システムの第61類から第63類までの産品を除く。）であって、その生産に使用される1又は2以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書2に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って決定される当該産品の原産資格割合が、45%以上（同条1(a)に規定する計算式を用いる場合）又は30%以上（同条1(b)に規定する計算式を用いる場合）であり、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。（以下省略）

この(a)の規定を満たすもの（＝完全生産品）について、「A」と記入

この(b)の規定を満たすもの（＝原産材料から生産される産品）について、「B」と記入

この(c)の規定を満たすもの（＝実質的変更基準を満たす産品）について、「C」と記入

この(d)の規定を満たすもの（＝関税分類変更に係る特例規定の適用を受ける産品）について、「D」と記入

◎ A、B、C、Dのいずれかが**必ず**記入されなければならない。

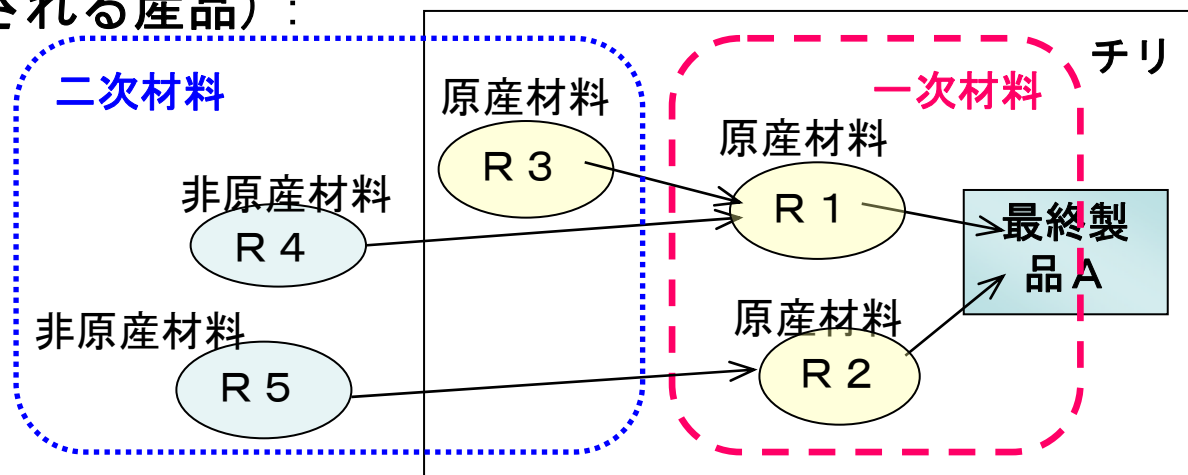
特惠基準（原産地証明書第5欄）

A（完全生産品）：

野生の動物、果物、野菜、石炭、鉱石等、その生産・取得がチリのみにおいて行われるもの

B（原産材料から生産される産品）：

最終製品Aはチリの原産材料R1及びR2のみから生産されている。



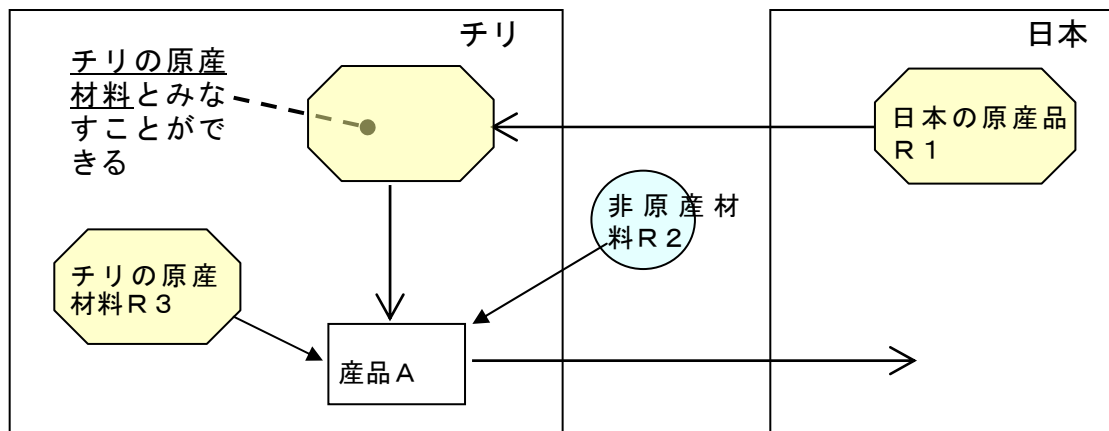
C（実質的変更基準を満たす産品）：

通常の工業製品等、非原産材料を用いてチリにおいて生産されたものであって、協定の附属書2に定める品目別規則を満たすもの

D（関税分類変更に係る特例規定の適用を受ける産品）：

関税分類変更基準を満たしていなくても、チリ国内での生産における付加価値が一定割合以上であるもの

原産地証明書第5欄：ACU＝累積（協定第33条）



日本の原産品R1をチリに輸出し、それを、チリにおける製品Aの生産に使用した場合、日本の原産品R1は、チリの原産材料とみなすことができる。

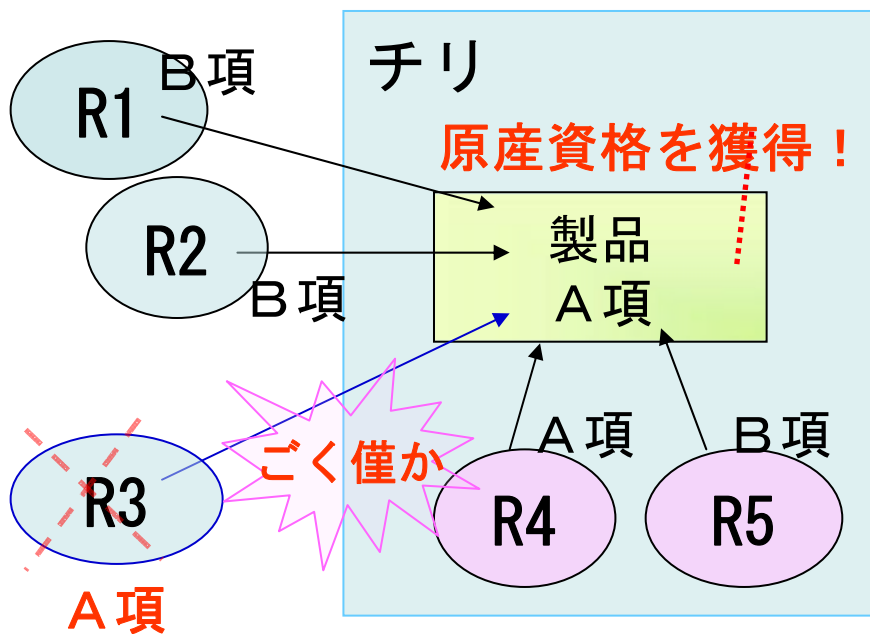
一見すると、一般特惠(GSP)における自国関与基準と同じように見えるが

※一般特惠(GSP)における自国関与基準との違い

- ・ GSPの自国関与では、日本から輸出された製品であればよい。
→チリ特惠原産地規則における累積では、日本の原産品であることが必要。
- ・ GSPでは原産地証明書とともに、いわゆるANNEXが必要。
→チリ特惠原産地規則においては不要。

* 本条の適用があった場合、第5欄にACUと記載。

原産地証明書第5欄：DMI = 僅少の非原産材料 (協定第32条)



一部の非原産材料に関して、関税分類変更基準(例えば「他の項の材料からの変更」)を満たさない場合であっても、**附属書2に定める特定の割合**を超えなければ(=ごく僅かであれば)、考慮しなくてもよい。



その結果、「すべての非原産材料の項番号が製品の項番号とは異なる」こととなり、関税分類変更基準を満たし、よって原産品であると認められる。

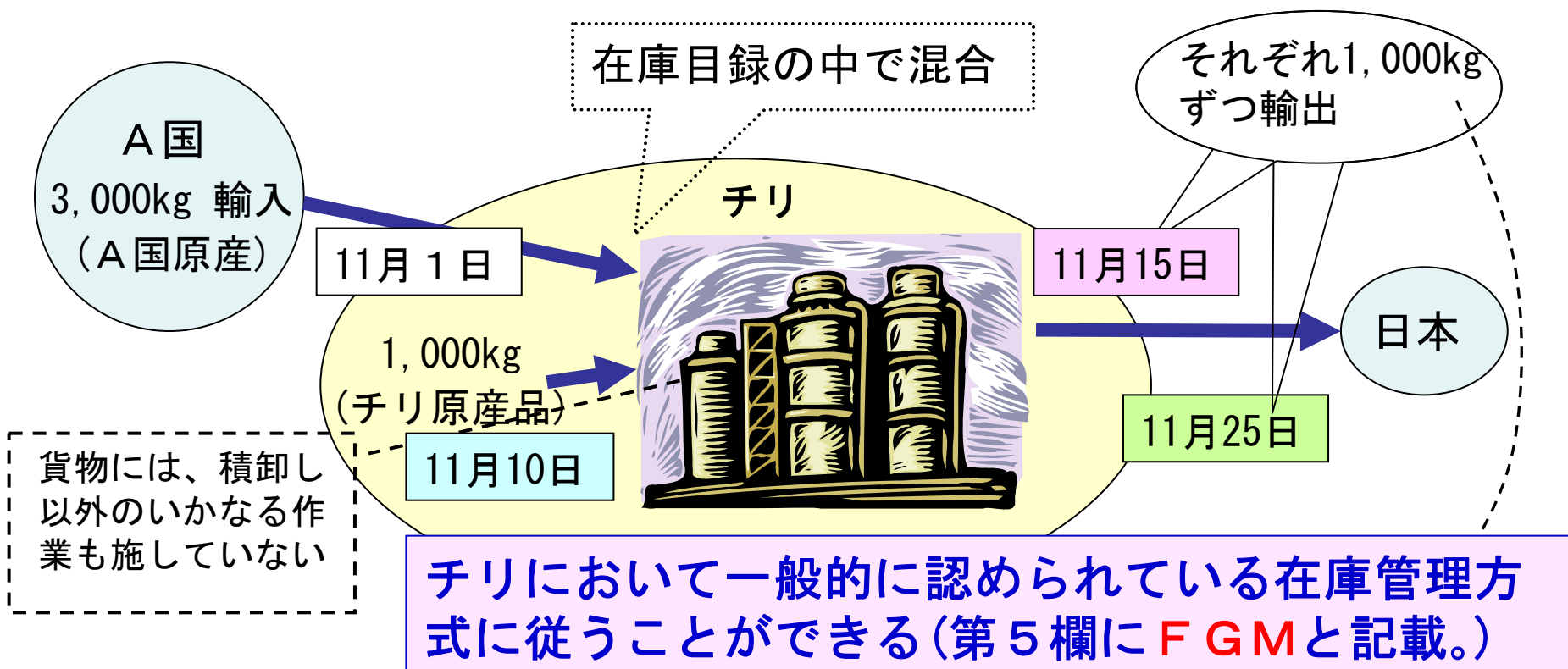
特定の割合—附属書2(品目別規則) 一般的注釈(f)

第1類～第18類、第22類～第27類	: 適用なし
第19類～第21類(除第2008.92号)	: 当該製品の価額の7%を超えない
第50類～第63類	: 当該製品の重量の7%を超えない
その他(第2008.92号を含む。)	: 当該製品の価額の10%を超えない

* 本条の適用があった場合、第5欄に**DMI**と記載。

原産地証明書第5欄：F G M

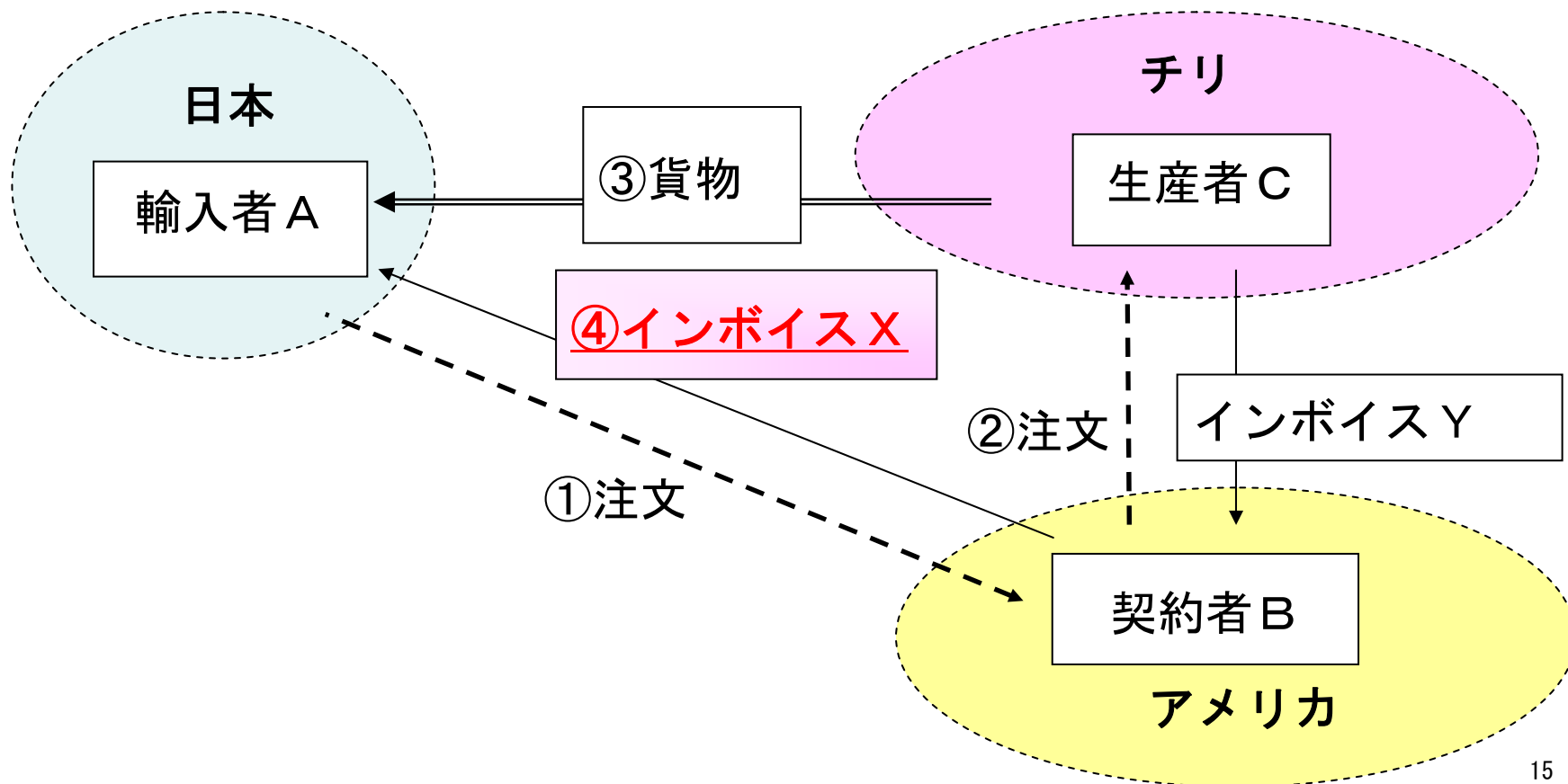
＝代替性のある产品及び材料(協定第34条)



	先入れ先出し方式	後入れ先出し方式	平均方式
1,000kg (11月15日輸出)	非原産品	原産品	250kg 原産品 750kg 非原産品
1,000kg (11月25日輸出)	非原産品	非原産品	250kg 原産品 750kg 非原産品

原産地証明書第7欄及び第8欄 インボイスが第三国で発行される場合ー①

第7欄に記入されるべきインボイス番号は、日本への輸入に用いられる「インボイスX」の番号。



原産地証明書第7欄及び第8欄 インボイスが第三国で発行される場合②

15ページの事例に当てはめてみると・・・

- ・ インボイス番号が判明しているとき
 - 第7欄：第三国で発行されるインボイスの番号及び日付けを記入
(インボイスX) (インボイスX) (契約者B)
 - 第8欄：当該インボイスの発行者の名称、住所及び当該インボイスが第三国で発行される旨を記入
(アメリカ) (インボイスX)
- ・ インボイス番号が不明のとき
 - 第7欄：空欄
(インボイスX) (契約者B)
 - 第8欄：当該インボイスの発行者の名称、住所及び当該インボイスが第三国で発行される旨を記入
(アメリカ) (インボイスX)
 - 当該輸入のために使用されるインボイス及び原産地証明書それぞれの番号等を記入した、輸入者による誓約書を提出

様式は任意

積送基準－協定第41条

- ・ 積送基準を満たすための条件
 - チリから日本に直接輸送されること
 - 積替え又は一時蔵置のために第三国を経由して輸送される場合
 - ・ 当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するため必要なその他の作業以外の作業が行われていないこと

☆積送基準を満たさない場合には原産品とみなさない



日チリ経済連携協定に基づく特恵税率の適用対象とならない

積送基準を満たしていることを証明する書類

－協定第43条第4項

・ 第三国を経由して輸入される場合

- 通し船荷証券の写し
- 第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていないことを証明するもの

課税価格の総額が20万円以下の貨物については提出を免除

(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

ご不明の点があれば . . .

- ・ 日チリ経済連携協定の条文については、以下のウェブサイトをご参照願います。（和文テキスト）

協定本文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/kyotei.pdf

附属書 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/fuzokusho.pdf

- ・ ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会いただけるようお願い申し上げます。

各税関原産地調査官連絡先:

税関ホームページ

(http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm)

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。